

事務事業評価の評価結果について（平成27年度の事業に対する評価）

政策財務部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
秘書課	秘書一般関係事業	市長及び副市長のために円滑な公務の執行が図られるようサポートします。 関係各種団体及び個人のために交際費の支出、後援名義の使用許可、市長会関係事務などを通じた円滑な市政の推進を図ります。	市長及び副市長の日程調整に係るダブルブッキング及び連絡漏れの件数	市長及び副市長と関係各種団体等との連絡調整（行事等参加に係る日程調整や内外部との協議等）を迅速に行うことが、円滑な市政運営につながるため、ダブルブッキング及び連絡漏れが発生しないよう当該件数を指標とします。	0件	0件		内外部の連絡は即座に対応するよう努めるとともに、担当者間で確認し合うことで、日程調整をスムーズに正確に行うことができました。	4	担当職員間での連携を意識し、情報共有を進めることで迅速に事務処理を行うことができました。交際費の支出、後援名義の使用許可などの事務事業も適正に執行し、円滑な市政運営に寄与することができました。	現状維持	本事業は、市長及び副市長の円滑な公務執行のために必要不可欠な事業であり、内部管理が主となりますが、今後も適正かつ効率的な事務処理を心がけ、市長及び副市長の意思決定がスムーズに行えるよう秘書業務を進めています。
政策課	企画事務関係事業	所管業務の円滑な推進を図るため、庶務関係経費の効率的な執行を行うとともに、事業推進交際費の総括として、各担当課への予算調整を行い、取扱い基準に基づく適正な執行を行います。	需用費等事務用経費の執行抑制	効率的な事業推進を図りつつ事務経費の削減を図り、需用費等の事務用経費の支出を抑制します。			用紙の裏面再利用やコピーの削減などにより、経費の抑制を図ります。 また、関係所管と調整し、適正かつ効果的な交際費の執行を図ります。	カラープリンター更新に伴い、購入費用、トナーカートリッジ等の在庫確保のため、一時的に経費は増加しましたが、コピー用紙の購入を削減するなど、経費の抑制に努めました。 交際費について、予算配分だけでなく、効果的な執行となるよう調整を行いました。	4	庶務関係経費の適正な執行管理に努めるとともに、事業推進交際費については、取扱基準に基づく適正な執行を行うことができました。	現状維持	今後も、カラープリンタ用消耗品の一括購入や、資料の作成部数の精査などにより経費の抑制に努めながら、適正な事業推進を図ります。
政策課	企画事務事業	本市のまちづくりの進捗状況と課題を明らかにするため、総合計画後期基本計画の進捗管理を行うとともに、市民へのユニバーサルデザインの浸透に取り組み、参加と協働のまちづくりを推進します。また、平成30年度からの本市のまちづくりの方向性を示すため、次期総合計画を策定します。 また、平成27年度に策定した津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、地方創生の取組も進めていきます。	総合計画の適正な進捗管理	総合計画に位置付けられている各事業の実施状況を適正に把握することでより着実なまちづくりの推進を図ります。			ユニバーサルデザインのまちづくりなどの事業を着実に推進するとともに、総合計画の適正な進捗管理と次期総合計画の策定に向けた取組を進めます。	津市総合計画後期基本計画の進捗管理を行うとともに、参加と協働のまちづくりに向け、市民等へのユニバーサルデザインの周知・啓発を行いました。 また、津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定しました。	4	津市総合計画後期基本計画の推進のため、計画に位置付けた重要施策について政策会議を実施するとともに、その他の施策についても進捗状況の聴取を行うなど、着実な進捗管理を実施しました。 また、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定し、地方創生に向けた取組を集中して進めるための方向性を示すことができました。	拡充・充実	今後も後期基本計画を着実に推進するため、政策会議の活用や進捗状況の聴取等により、より効果的な進捗管理を行い、その結果については、市民に分かりやすく公表していくとともに、これらを踏まえながら、次期総合計画の策定に向けた取組を進める必要があります。 また、市民等におけるユニバーサルデザインのまちづくりに向けたより一層の意識の向上を図るとともに、津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、地方創生の取組も進めます。
政策課	公平委員会関係事業	職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずるために、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法に定める公平委員会の円滑な運営を行います。	審査及び措置要求への迅速かつ適正な対応	日頃から全国公平委員会連合会等が主催する研修会等を通じて情報収集、調査研究、知識の向上を図り、審査及び措置要求があった際に、迅速で適正な対応を行います。			全国公平委員会連合会等が主催する研修会等へ出席し、情報収集、調査研究、知識の向上に努め、審査要求等があった場合には迅速で適正な対応を行います。	全委員が1回以上研修会に出席し、情報収集、調査研究、知識の向上を図ることができました。	4	全委員が1回以上全国公平委員会連合会等の研修会に出席することにより、情報収集、調査研究、知識の向上を図ることができました。	現状維持	今後においても、研修会等への出席により情報収集、調査研究、知識の向上を図るとともに、事案の申請にあっては、適切な審査対応を図ります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
政策課	地域審議会事業	<p>地域審議会は、地方自治法に規定された附属機関であり、新市の基本構想の策定に関する事項等について市長の諮問に応じて審議し、答申すること、また、地域振興を図ることを目的として、審議会の設置に関する協議により設置したもので、期間は平成18年1月1日から平成28年3月31日とし、合併前の旧市町村の区域を単位に10の審議会を設置していました。</p> <p>平成28年3月31日をもって設置期間が終了したことから、平成28年度以降の事業はありません。</p>	審議会の開催回数	市民の意見及び提言を地域振興施策に反映させていくため、意見を聞く場を設ける回数を成果指標とします。	5回	平均3.8回		<p>津地区4回 久居地区5回 河芸地区5回 芸濃地区4回 美里地区3回 安濃地区3回 香良洲地区4回 一志地区3回 白山地区3回 美杉地区4回</p> <p>開催回数は地域によって差がありますが、各地域とも委員から様々な意見をいただくことができました。</p> <p>また、各委員の思いも含め、これまでの実績を冊子にまとめました。</p>	3	<p>開催回数の少なかった地域もありましたが、各地域から地域の課題に対する意見や提案等をいただき、地域かがやきプログラム事業を含め、地域の特性を活かした地域づくりにつなげることができました。</p> <p>平成27年度は特に、津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について全地区共通で議題とし、多くの意見をいただくことができました。</p> <p>また、地域審議会の設置期間終了にあたり、各地区の地域審議会事務局において地域審議会の10年間の活動実績等をまとめた記録誌を作成し、各委員に配付することもできました。</p>	廃止	<p>地域審議会は、各地域の意見を市政の運営に反映させるため重要な役割を果たしてきましたが、平成27年度末で設置期間が終了したことから、平成28年度以降の事業はありません。</p>
東京事務所	東京事務所管理運営事業	<p>本市・三重県出身者の勤務する首都圏の企業、省庁等や、本市に本社・支社・工場等を置く企業等に対して、市の工業用地に関する情報の提供を行うとともに、首都圏に本社機能を置く企業の動向等（主に工場等の新設に関すること）や中央省庁における政策的な情報の収集を行い、本市の首都圏における情報送受信のアンテナとしての役割を担います。</p> <p>首都圏の住民、企業全般に対し、本市の観光・物産情報の紹介や、企業訪問等により津市のPRを行い、知名度の向上と誘客、企業の立地の促進を図ります。</p>	情報収集活動回数	シティプロモーション全般のクオリティ内容を担当部局で評価・整理を行うことに伴い、従前の首都圏におけるイベント実施に係る指標を見直し、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動を活動指標として設定します。	500件	568件	<p>継続的な情報収集活動に伴う有益かつ時宜・迅速な情報を関係部局へ提供することで、市政策に効果的に反映し、持続的な市潜在力の向上につなげます。</p>	<p>月1回の「つてい」及びその他の情報発信イベントを行うとともに、効率的に企業訪問等を行うことによって、継続的な情報収集・提供活動を行い、市政策への反映が図られました。</p>	4	<p>「つてい」をはじめ、首都圏における公共施設等を活用したシティプロモーションにより市PRと観光・物産の周知に一定度努めることができました。</p> <p>また、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動は堅持・継続して行うことができました。</p>	現状維持	<p>「つてい」をはじめ、首都圏での公共施設等や各種イベントを活用して、市PRや観光・物産振興に資するシティプロモーションを継続していきます。</p> <p>また、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動は堅持・継続しつつ、その対象範囲を拡充していくことで市施策に有用かつ企業誘致・設備投資等につながるよう多角的な情報収集を行っていきます。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
広報課	広報事務事業	<p>市政や各種事業・イベント情報などを市民にお知らせするため、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を通じ、発信します。また、本市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信するため、全国をはじめ世界も視野に入れたシティプロモーション事業を展開します。</p>	<p>分かりやすく親しみのある広報活動、全国等に向けたシティプロモーション活動</p>	<p>市政や各種事業・イベント情報などを市民にお知らせするため、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を通じ、発信するとともに、本市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信するため、全国をはじめ世界も視野に入れたシティプロモーション活動を展開します。</p>			<p>各種広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動を展開します。</p>	<p>各種広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動が展開できました。</p>	4	<p>広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を通じた情報発信並びに報道機関への資料提供を行うとともに、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動を展開することにより、目標に掲げる広報業務をほぼ行うことができました。</p> <p>また、平成28年4月からのホームページのリニューアルに向けた取り組みを行い、情報発信力の一層の向上を目指しました。</p> <p>さらに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、プロモーションビデオの制作、PRグッズの作成などを行いました。</p> <p>引き続き、それぞれの広報媒体の特性を生かした情報発信を行うとともに、さらなるシティプロモーション活動を推進します。</p>	<p>拡充・充実</p>	<p>広報業務においては、常に正確な情報が求められているとともに市民目線に立った情報を発信する必要があります。引き続き、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビなど、それぞれの広報媒体の利点や特性を生かしつつ、市民のニーズに沿った広報業務を実施していきます。</p> <p>リニューアルしたホームページにおいては、より情報発信力を高められるよう努めるとともに、プロモーションビデオについても、より有効なPRができるよう活用していきます。</p> <p>また、既存の広報業務とともにシティプロモーション活動を展開し、本市の魅力を世界に視野を広げて情報を発信します。</p>
財政課	財政事務事業	<p>財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定や新たな公会計制度へ対応を進めるなど、財政状況の公表に努めるとともに、健全な財政運営のための予算編成、財政考査等を行います。</p>	<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率とは、毎年恒常的に支出される経費を継続的・安定的に確保可能な収入で除したもので、この比率が低いほどゆとりのある財政状況を表すものです。平成23年度における当該比率の全国平均は92.6%で全国的に上昇傾向となっており、本市も含め、非常に厳しい財政状況が続いていますが、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から成果指標とします。</p>	92.5%	90.7%		<p>平成27年度の経常収支比率は90.7%で目標値を達成しました。</p>	4	<p>成果指標として設定した「経常収支比率」の数値は、依然として高水準で推移しており今後も注意が必要ではあるものの、前年と比較して0.7ポイント改善し、目標値を達成することができました。</p> <p>また、当初予算の内容、決算分析や財政状況などについて、市広報、ケーブルテレビ、ホームページを通じて、市民の方々に周知を行いました。</p>	<p>現状維持</p>	<p>予算編成方法の検証や改善、適正な予算の執行管理を通じて、健全で安定した財政運営に努めます。</p> <p>また、財政状況等の公表については、引き続き、各種広報媒体を活用して、分かりやすく市民にお知らせしていきます。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
市民税課	税務総務事業	津税務署や県税事務所等の税務関係機関との連携のもと、各種研修会への職員派遣、外部講師を招き税三課一室での研修事業を実施するなど、税務職員の資質の向上により、適切な賦課徴収に努めます。 また、三重地方税管理回収機構との連携により、滞納整理業務を中心とした税業務を推進します。	高い税務専門能力と優れた行動力を備えた職員の育成	市民目線にたつて業務を推進するため、高い税務専門能力を備えた職員の育成が必要なことから、研修参加者数を指標とします。	580人	591人		内外、専門を問わず研修を受講することができ、職員の能力向上が図られ、接遇や課税実績につなげることができました。	4	内外の研修会への積極的な参加により職員の賦課徴収能力の向上が図られるとともに、税務関係機関との密接な連携のもと、適正かつ効率的な業務が推進できました。	現状維持	自主研修や時間外の研修は職員自身のやる気、研修による欠員に対するフォローは周囲の理解が必要となります。今後も賦課徴収能力の向上を目指し、あらゆる研修を受講できる環境整備に努めます。 また、研修で学んだことを自己完結だけに終わらせず、周囲にも伝えることができるよう普段から情報共有を形成していきます。 さらに、窓口業務の民間委託の品質向上に向けて、取組を強化し、効率的な業務運営を図ることで、安定した税収確保につなげます。
市民税課	賦課関係事業	公正・適正な賦課業務を迅速かつ効率的に執行することにより、市税政への信頼と税財源の安定的確保に取り組みます。	特別徴収による納税の推進	税財源の安定確保を図るため、特別徴収による納税義務者数を指標とします。	90000人	94838人		<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県下全市町で特別徴収の一律指定実施</li> <li>普通徴収希望給報に対する事前特徴通知を706事業所へ発送（28年2・4月）</li> <li>広報、CATV、チラシ発送等実施</li> <li>特別徴収推進のための講師派遣</li> </ul>	4	<p>情報システムの積極的な活用が図られ、効率的な課税業務のもとで、個人・法人市民税、軽自動車税等について、課税客体の把握に努め、的確に市税財源を確保することができました。</p> <p>特に個人市民税においては、申告会場においてモバイルネットワークを導入するなど、効率的な賦課業務の推進を図ることができました。</p> <p>また、平成26年度からの個人住民税の特別徴収義務者一律指定に伴い積極的な啓発活動を行い、三重県下第2位となる特別徴収実施率90.7%を達成しました。</p>	現状維持	今後についても、課税客体の把握に努め、市税財源の確保に努め、国税連携による効率的な課税業務を推進します。 また、収税課等との連携の下、給与所得者の特別徴収をさらに推進します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
資産税課	賦課関係事業	<p>市内に所在する土地、家屋及び償却資産を所有するものに対して、「固定資産評価基準」に基づき、課税客体的な把握、調査、評価を行い、固定資産税及び都市計画税の課税を行っております。</p> <p>固定資産税等は本市の基幹税であり、安定した税収確保は、各種行政サービスを行っていく上で不可欠であることから、納税者の理解を図りながら、継続して適正かつ公平な評価及び課税が実現できる取り組みを展開します。</p>	審査申出及び不服申立て件数	<p>安定した財源の確保のためには、適正かつ公平な賦課を図るとともに、納税者からの信頼の確保が必要です。</p> <p>信頼を把握するためのひとつの指標として、地方税法の規定による審査の申出及び行政不服審査法の規定による異議申立ての件数を、また適正かつ公平な賦課であることを示す指標として、申立ての結果、認容となった件数の割合を用います。</p>	審査申出 0件 (認容件数の割合0%) 異議申立て 0件 (認容件数の割合0%)	審査申出 4件 (認容件数の割合0%) 異議申立て 0件 (認容件数の割合0%)		<p>信頼を把握する指標となる審査の申出が4件、異議申立ては0件でした。</p> <p>申出の起因となった事由としては、土地・家屋の評価額に対する不服でありました。</p> <p>審査の決定結果は継続中が1件あるものの、却下(3件)であったことから、適法かつ適正な評価に基づく公平な賦課であったと認識しています。</p>	4	<p>市税における基幹税である固定資産税は、地方税法に規定された「固定資産評価基準」に基づき決定することになりますが、課税対象となる土地や家屋等の評価及び賦課については、職員の自主的な判断が求められることが少なくありません。</p> <p>そこで、プリセプターによる専門的知識の承継及び現場での経験を重ねること等により、職員のスキルアップを図る中で、課税対象物件及び対象者を正確に把握するとともに、納税者に対する説明責任を果たし、適正な評価及び公平な課税を行うことができました。</p> <p>今後とも、健全な財政運営及び財源確保のため、継続して事業を進め、市の基幹税目としての役割を果たしてまいります。</p>	現状維持	<p>固定資産税は、市税における基幹税としての役割を担っており、その基礎となる固定資産評価事務は、技術的に非常に高い専門的知識と経験が要求されます。</p> <p>そのために、研修会等への積極的な参加、事務マニュアルの作成などにより、職員の課税実務に関するスキルアップ、評価技術の共有や継承を図り、税に対する納税者の信頼性確保に努めていきます。</p> <p>また、配布物やPR関係については分かりやすさに重点を置いた内容の充実、固定資産評価・課税の仕組みについてはより一層丁寧な説明に努め、納税者から十分な理解を得られるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図ってまいります。</p>
収税課	徴税関係事業	<p>市財政の根幹を担う「税収の確保」と「税の公平性」を堅持するため、文書・電話等を活用した自主納付への働きかけを行うと共に、滞納者に対しては組織一丸となって厳正な滞納処分を行ってまいります。</p> <p>また、納税者の利便性向上、行政サービスの充実を図るため、時代に合った納税方法の調査・研究を行い、有効性の認められるものについては実現に向け取り組んでいきます。</p>	収納率	<p>行財政改革後期実施計画 平成27年度目標として、現年度収納率98.7%、過年度分収納率23.0%としています。</p>	98.7%	99.1%	<p>厳正な納付指導と津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけなどを行い、現年度分の滞納を減らすことにより安定的な財源を確保します。</p>	<p>納付指導を中心として取り組んできた徴収事務と津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけの成果により、現年度分の収納率を向上させることができました。滞納繰越分については、高額案件が減少し、少額困難案件が増加したため前年に比べ若干収納率が下がりました。</p>	4	<p>現年度分については厳正な納付指導、津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけにより目標としていた収納率を上回ることができました。滞納繰越分についても厳正な滞納処分を行いつつ、特別滞納整理推進室との連携や三重地方税管理回収機構への移管により滞納整理を進めましたが、高額な案件が減少し、少額な困難案件が増加したため、目標の収納率を若干下回ることとなりました。</p> <p>また、担当職員のスキルアップのために段階的な研修を受講させ、さらに研修成果をミーティング等でフィードバックさせることにより、組織全体の能力向上を図ることができました。</p>	拡充・充実	<p>税収の確保と税の公平性を堅持するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率について目標値達成を目指します。現年度分は、厳正な納付指導、津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけの継続、滞納繰越分は、自力執行権の行使である滞納処分により、滞納額の縮小を図ると共に、三重地方税管理回収機構への市県民税・固定資産税等の効果的な移管を行います。また、納税者への利便性の向上を図るために、督促状のコンビニ・郵便局利用やペイジー・クレジット収納の導入を進めてまいります。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
特別滞納整理推進室	徴税関係事業	<p>特別滞納整理推進室は、税の手法を活用して効率的かつ効果的な徴収に取り組む組織として平成23年4月に設置され、現在、市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、保育所入所負担金、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金・分担金の高額・困難債権を各担当課から引き受け滞納整理に励んでいます。</p> <p>滞納整理にあたっては、全ての債権が各担当課で徴収できなかった困難事案であることから、国税徴収法や地方税法といった各種法律を駆使し、厳正なる姿勢で各種調査、差押処分などを行うことによって、平成23年度から平成27年度までの5年間で延べ4,833件、約24億7,127万円の滞納債権を回収しました。</p> <p>また、徴収業務以外にも各担当課徴収職員の研修や指導も行っており、担当課自体の徴収能力向上にも併せて努めております。</p>	徴収率	<p>国民健康保険料、介護保険料、保育所入所負担金、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金・分担金について、特別滞納整理推進室での引受期間（概ね1年）内に引受債権全体で徴収率20%以上をめざします（公課のみ）。</p> <p>※市税については、収税課と一体的な目標値となるため、室としては専属の公課について独自目標を立てています。</p>	20.0%	<p>平成28年3月末現在</p> <p>平成26年度引受 56.7%</p> <p>平成27年度引受 29.3%</p>		<p>介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金については比較的堅調に徴収が進みましたが、国民健康保険料（税）、保育所入所負担金については、移管時に市税の滞納者が多く、処分が公租優先となりました。</p> <p>なお、移管債権全体では目標値を大きく超えており、今後も精力的に取り組めます。</p>	4	<p>特別滞納整理推進室の設置から6年目を迎えますが、平成27年度も約4億497万円の高額・困難債権を徴収し、室設置以来の総計で約24億7,126万円を超える徴収実績を出すことができました。</p>	現状維持	<p>室の設置効果については、各担当課の決算における大幅な徴収率（滞納繰越金）アップで確実に現われており、各担当課職員の滞納整理も相乗効果で年々レベルが向上している。</p> <p>また、高額滞納案件については市税を中心に年々減少傾向が見られるため、引き受け基準を緩和しながら年間800～900件程度の移管を今年も引き受け、更なる滞納縮減に努めるとともに、担当課徴収職員に対する研修・指導等も引き続き行っていきます。</p>
財産管理課	公有財産管理事業	<p>市有財産（土地・建物等）を適正に管理するため、財産の取得、管理及び処分に係る総合調整のほか市有財産の損害保険に関する事務等を行っています。</p> <p>また、用途廃止施設の利活用等に係るルール作りや公共施設の全貌を把握し、公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組みを行っています。</p>	公共施設カルテの作成	<p>今後の公共施設のあり方の基本的な方針となる公共施設等総合管理計画を策定することとしており、この計画の策定を成果指標とします。</p>			<p>今後、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の最適化を進めていくための基礎資料となる施設カルテを作成するとともに公表を行う。</p>	<p>一部の公共施設カルテが完成していないものの、ホームページ上で公表を行いました。</p>	3	<p>一部に完成していない公共施設カルテがあるものの、概ねホームページに登載することができました。</p> <p>また、未完成のカルテについては、各施設所管に作成の依頼を徹底するとともに、段階的に登載することとしています。</p> <p>今後は、定期的に更新していくとともに、様式を簡素化して取り組んでいきます。</p>	現状維持	<p>平成28年度は、公共施設等総合管理計画の策定に向けて、現状把握、課題分析、今後の基本方針作成等を施設類型毎に行い、全庁的に公共施設のあり方検討を進めていきます。</p>
財産管理課	車両管理事業	<p>職員が、車両を安全に運行できるように、車両管理の総括、車両の損害保険、集中管理車両のより有効かつ効率的な管理及び配車、車両の運行に係る事故防止対策に関する事務を行っています。</p>	不具合の発生台数の把握管理	<p>車両の不具合は、日常的な点検により防げることから、その発生台数及び走行距離を指標とします。</p>			<p>点検の実施等により、不具合の発生を未然に防ぐとともに車両を良好な状態に保ちます。</p> <p>また、誰もがいつでも公用車を使用できるように環境を整備します。</p>	<p>点検の実施等により、不具合の発生を未然に防ぐとともに車両を良好な状態に保つことができました。</p>	4	<p>安全運転講習会の開催に加え、新規採用職員等を対象とした実技研修、主幹級職員を対象とした事故対応研修、さらには、新たに事故を起こした職員を対象とした実技研修等を実施するなどし、公用車の安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止に努めました。</p>	拡充・充実	<p>平成28年度においても、公用車の適正管理に努め、より適切な運行を図っていききたい。</p> <p>交通事故対応研修等を実施し、安全運転に対する意識の向上、及び万一事故が発生した際の対応能力を図っていきます。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
財産管理課	庁舎維持管理事業	市民が、安全に安心して利用していただけるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を踏まえ、本庁舎及び地域庁舎等における施設環境の整備及び適正且つ効率的な維持管理に努めます。	庁舎の適正な維持管理	庁舎施設の環境を適正に維持することで、市民が安心して安全に利用いただけるため、指標とします。			ユニバーサルデザインやバリアフリー化を踏まえ、本庁舎及び各総合支所庁舎等における施設環境の整備及び適正且つ効率的な維持管理を行います。	本庁舎及び各総合支所庁舎等において、徹底した空調管理による電気使用量の削減に努めるとともに、施設環境の整備及び適正且つ効率的な維持管理を行うことができました。	3	本庁舎及び各総合支所庁舎において、空調設備の適正運営を行うなど電気使用量の削減に努めるとともに、適切な施設の維持管理及び施設環境の整備を行うことができました。今後とも引き続き、電気使用量の削減に努めます。	現状維持	市民が安全かつ安心して庁舎を利用し、市民に対し安定した行政サービスを提供する一方で、市の本庁舎としての重要度を考慮すると、省エネルギー化の推進、建物及び設備の老朽化に伴う更新改修など長寿命化を図りつつ、地震等大規模災害対策等、多面的な庁舎の管理を行っていきます。
財産管理課	庁舎整備事業	本庁舎を補完するため、本庁舎周辺の施設整備事業として、旧県営住宅跡地へ（仮称）津市応急クリニック及び教育委員会庁舎となる新施設の整備事業を推進します。また、新施設へ関係所管の移転を行うとともに、本庁舎内の再配置に取り組んでいきます。	本庁舎周辺の施設整備の進捗管理	スケジュールに従った進捗管理を行います。			北工事事務所建設のための用地購入及び官舎の解体設計を実施する。教育委員会庁舎建設のための実施設計を実施する。	北工事事務所建設のための用地購入及び官舎の解体設計を実施しました。教育委員会庁舎建設のための実施設計を実施及び建設に伴う契約を行いました。	4	旧県営住宅跡地については、本庁機能としての事務スペース及び応急診療所機能のある4階建施設を建設していくための実施設計を行いました。また、津北工事事務所の配置場所として、旧裁判所官舎跡地を購入しました。さらに、本庁舎立体駐車場改修その他工事を行い、一般来客用駐車場の確保に努めました。	拡充・充実	旧県営住宅跡地への新施設建設に係る実施設計業務等を着実に進めました。平成28年度においては、（仮称）津市応急クリニック及び教育委員会庁舎の新築工事に取り組みとともに、本庁舎及び新施設への関係所管の配置について調整を図っていきます。また、旧裁判所官舎跡地へ津北工事事務所の建設に伴い、建物の解体工事を実施していきます。
検査課	検査事務事業	公共工事における厳正かつ的確な検査の実施のため、工事検査要綱に基づき、公共工事が契約図書等により適正に施行され、品質等が確保されているかを検査します。さらに、工事成績評価を行うことにより、受注者の指導育成を図り良質な社会资本を確保します。設計積算システムの活用による工事の設計積算の適正化に努めると共に、設計積算システムを常時適正な状態で活用できるよう体制整備を図っていきます。	工事検査実施率	事業担当課よりの検査依頼件数に対する適正な検査実施件数の割合を表す工事検査実施率を指標とします。	100%	100%		適正に検査事務事業が実施できました。昨年度より工事検査件数は111件多く、年度末検査にあっては57件の増加であったが、昨年と同様に検査の一部を第三者機関に委託するとともに、兼務検査員を増員したことにより、兼務検査員の負担緩和が図れました。	4	兼務検査員の増員及び、工事成績採点基準等に関する説明会の開催により、検査体制の強化充実を図り、適正に検査を実施することができました。また、技術職員の技術力向上については、設計業務等に係る立会の実施や各種研修会、現場見学会の実施により効果的な取組ができました。	現状維持	平成27年度においては、適正に検査事務事業が実施できたものの、依然として年度末に検査が集中することとなったが、検査体制の整備により対応が図れた。今年度も引き続き検査の一部を第三者機関へ委託するとともに、兼務検査員数を一定数確保し、兼務検査員の負担を緩和を図ります。